

収 支 予 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1	1	0	
①基本財産運用収入	1	1	0	
(2)事業収入	1,451,250	1,412,480	38,770	
①不動産賃貸収入	1,451,250	1,412,480	38,770	
(3)負担金収入	42,034	40,198	1,836	
①人件費負担金収入	12,053	12,053	0	
②建物保守負担金収入	29,600	27,700	1,900	
③Wi-Fi事業負担金収入	381	445	△64	
(4)業務受託料収入	11,020	10,540	480	
①業務受託料収入	11,020	10,540	480	
(5)雑収入	1,730	1,730	0	
①受取利息収入	650	650	0	
②雑収入	1,080	1,080	0	
事業活動収入計	1,506,035	1,464,949	41,086	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	964,437	920,317	44,120	
①都市整備再開発事業費支出	10,750	19,050	△8,300	
②都市緑化環境保全事業費支出	2,867	5,985	△3,118	
③住宅関連事業費支出	590	290	300	
④都市活性化地域振興事業費支出	28,388	23,368	5,020	
⑤調査研究啓発事業費支出	10,550	6,550	4,000	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	911,292	865,074	46,218	
(2)管理費支出	110,086	106,947	3,139	
①事務管理費支出	110,086	106,947	3,139	
事業活動支出計	1,074,523	1,027,264	47,259	
事業活動収支差額	431,512	437,685	△ 6,173	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1) 敷金・保証金戻り収入	4,712	14,908	△ 10,196	
① 敷金・保証金戻り収入	4,712	14,908	△ 10,196	
(2) 特定資産取崩収入	161,191	0	161,191	
① 退職給付引当資産取崩収入	1,191	0	1,191	
② 減価償却引当資産取崩収入	160,000	0	160,000	
(3) 敷金・保証金収入	25,000	8,500	16,500	
① 敷金・保証金収入	25,000	8,500	16,500	
(4) (負担金収入)	0	16,637	△ 16,637	
① (工事負担金収入)	0	16,637	△ 16,637	
投資活動収入計	190,903	40,045	150,858	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	202,181	171,830	30,351	
① 退職給付引当資産取得支出	2,181	1,830	351	
② 減価償却引当資産取得支出	200,000	170,000	30,000	
(2) 固定資産取得支出	217,800	126,300	91,500	
① 不動産取得建設事業費支出	217,500	126,000	91,500	
② 器具備品費支出	300	300	0	
(3) 敷金・保証金返済支出	22,434	8,300	14,134	
① 敷金・保証金返済支出	22,434	8,300	14,134	
(4) 敷金・保証金支出	0	100	△100	
① 敷金・保証金支出	0	100	△100	
投資活動支出計	442,415	306,530	135,885	
投資活動収支差額	△251,512	△266,485	14,973	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	290,000	285,000	5,000	
① 借入金返済支出	290,000	285,000	5,000	
財務活動支出計	290,000	285,000	5,000	
財務活動収支差額	△290,000	△285,000	△5,000	
Ⅳ 予備費支出	5,000	5,000	0	
当期収支差額	△115,000	△118,800	3,800	
前期繰越収支差額	115,000	120,000	△5,000	
次期繰越収支差額	0	1,200	△1,200	

- (注) 1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式によりしている。
- (注) 2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官)に基づく東京都の指並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。